

《申し込み上の留意事項》

1. 掲載広告の内容は、次の各号に該当するものは掲載できません。
 - (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
 - (3) 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (5) あたかも町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (6) 誇大表示または不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - (7) 広告の内容が著しく町のイメージ、信用を損なうものと町が判断したもの
 - (8) 広告主が町税を滞納している場合
 - (9) その他不相当と町長が認めるもの
2. 掲載広告は、「広報嵐山」の表紙と最終ページを除く各ページの下1段に掲載します。
3. 広告掲載料は、大…2万円 小…1万円です。サイズは「広報広告申込承諾書」のとおりです。
4. 申請者の資格は、国内に住所または事業所を有するものとします。
5. 掲載する場合には原稿の右上または左上に「広告」のマークが入ります。
6. 広報掲載は、受け付け順としますが、掲載回数及び掲載月日は、掲載希望者数などにより変更になる場合があります。
7. 掲載する広告の「原稿」は、掲載希望者が作成してください。また、掲載する広告の割付等については、町が行います。
8. 広告の掲載について
広告は毎月1日号に掲載されます。広告の原稿は、掲載号の**1カ月前**までに申込書（別紙）を持参のうえ、地域支援課までお申し込みください。
広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出してください。原稿は手書きでも結構です。ただし、指定文字（ロゴマーク）や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。（写真、デジカメは、プリントしたもの。ネガは不可。データは可。デジカメは解像度ができるべく良いものとしてください。）
9. 広告料の納付について
広報嵐山有料広告掲載決定通知書と一緒に納付書を郵送いたします。嵐山町公金取扱金融機関からお振り込みください。
詳細は地域支援課（TEL 0493-62-2152）へお問い合わせください。